

鳴門市学園都市化構想に係る総合調整プロジェクト要項

平成25年12月4日

鳴門市学園都市化構想に関する連携協力会議決定

改正 平成27年3月31日

平成30年3月31日

平成31年3月29日

令和 3年3月30日

令和 4年3月31日

令和 5年3月29日

(趣旨)

第1条 この要項は、鳴門市学園都市化構想に関する連携協力会議要項第7第2項に基づき、鳴門市学園都市化構想に係る総合調整プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 プロジェクトは、鳴門市、鳴門市教育委員会及び国立大学法人鳴門教育大学（以下「鳴門教育大学」という。）との鳴門市学園都市化構想に関する連携協力協定を実施するに当たり、具体的な連携協力策等の審議を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 プロジェクトは、次に掲げる委員をもって組織する。

(鳴門市及び鳴門市教育委員会)

- (1) 鳴門市教育委員会教育次長
- (2) 鳴門市教育委員会学校教育課長
- (3) 鳴門市教育委員会学校教育課 主幹
- (4) 鳴門市教育委員会学校教育課 指導主事2人
- (5) 鳴門市子どもいきいき課 副課長
- (6) 社会福祉法人いずみ福祉会幼保連携型認定こども園 I Z U M I 園長
- (7) 社会福祉法人いずみ福祉会公私連携幼保連携型認定こども園成稔 園長
- (8) 鳴門市鳴門東小学校校長
- (9) 鳴門市鳴門西小学校校長
- (10) 鳴門市鳴門中学校校長

(鳴門教育大学)

- (1) 理事（地域連携・附属学校担当）
- (2) 人間教育専攻長
- (3) 高度学校教育実践専攻長（教科・総合系）
- (4) 高度学校教育実践専攻長（教職系）
- (5) 地域連携センター所長
- (6) 総務部長
- (7) 教務部長

- (8) 学術情報推進課長
- (9) その他委員長が必要と認める者 若干人

(委員長)

第4条 プロジェクトに委員長を置き、プロジェクトを鳴門市及び鳴門市教育委員会が担当するときは鳴門市教育委員会教育次長を、鳴門教育大学が担当するときは理事（地域連携・附属学校担当）をもって充てる。

2 委員長は、プロジェクトを招集し、その議長となる。

(議事)

第5条 プロジェクトは、委員の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 プロジェクトの議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、プロジェクトに委員以外の者を出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務局)

第7条 プロジェクトの事務局は、プロジェクトを鳴門市及び鳴門市教育委員会が担当するときは鳴門市教育委員会学校教育課に、鳴門教育大学が担当するときは鳴門教育大学学術情報推進課に置く。

(専門部会)

第8条 プロジェクトに、連携協力策における個別の懸案事項等について検討するための専門部会を置くことができる。

(細則)

第9条 この要項に定めるもののほか、プロジェクトの運営に関し必要な事項は、プロジェクトが別に定める。

附 則

この要項は、平成25年12月4日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年3月31日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。